

電気通信設備点検業務積算基準等（参考資料）について（平成 26 年 3 月 24 日付け 25 農振第 2144 号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
別 紙	別 紙
電気通信設備点検業務積算基準等(参考資料)	電気通信設備点検業務積算基準等(参考資料)
第 1～第 4 [略]	第 1～第 4 [略]
第 5 運 用	第 5 運 用
1 直接人件費	1 直接人件費
1-1 [略]	1-1 [略]
1-2 移動拘束費	1-2 移動拘束費
総合点検、個別点検に要する移動拘束費の積算に当たっては、 <u>次の</u> 1)～3)により点検技術者等の移動時間を移動拘束費として直接人件費に計上するものとする。	総合点検、個別点検に要する移動拘束費の積算に当たっては、 <u>原則「3-1 旅費・交通費等の積算（率計上）」によるものとする。</u>
1)～3) [略]	<u>これによりがたい場合は、以下</u> 1)～3)により点検技術者等の移動時間を移動拘束費として直接人件費に計上するものとする。 1)～3) [略]
2 [略]	2 [略]
3 旅費・交通費	3 旅費・交通費
総合点検、個別点検に要する旅費・交通費の積算に当たっては、「3-1 旅費・交通費の積算（積み上げ計上）」により積算を行うものとする。	総合点検、個別点検に要する旅費・交通費の積算に当たっては、 <u>原則「3-1 旅費・交通費等の積算（率計上）」によるものとするが、これによりがたい場合は「3-2 旅費・交通費の積算（積み上げ計上）」により積算を行うものとする。</u>
1)～3) [略]	1)～3) [略]
<u>〔削る。〕</u>	<b>3-1 旅費・交通費等の積算（率計上）</b> 旅費・交通費等には、日々通勤又は滞在に係る旅費交通費の外、移動拘束費、移動拘束費に係る安全費及び技術管理費が含まれるものとする。 また、旅費・交通費等算定対象労務費（以下、本項においては対象労務費という）とは、総合点検、個別点検に要する労務費の合計とする。 1) 日々通勤及び滞在の区分 起点から点検箇所間の直線距離が 2.5 km 未満の場所を日々通勤対象箇所、2.5 km 以上の場所を滞在対象箇所とし、起点と点検箇所が同一場所の場合も 1 箇所として数えるものとする。 なお、滞在率については以下のとおり規定する。 ・滞在率 = 総点検箇所数のうち、滞在中で点検を実施する箇所の占める割合。

滞在対象箇所数

$$= \frac{\text{滞在対象箇所数}}{\text{総点検箇所数}}$$

(注) 滞在率は、小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。

$$\begin{aligned} \text{総点検箇所数} = & 12\text{ヶ月点検対象箇所数} \times \text{積上回数} \\ & + 6\text{ヶ月点検対象箇所数} \times \text{積上回数} \\ & + 3\text{ヶ月点検対象箇所数} \times \text{積上回数} \end{aligned}$$

2) 旅費・交通費等の算定

以下により算定するものとする。

・旅費・交通費等

$$= \text{対象労務費} \times (\text{滞在率} \times \text{滞在係数} + (1 - \text{滞在率}) \times \text{日々通勤係数}) \times \text{所在地補正係数}$$

3) 各種係数について

滞在係数は、0.4とする。

日々通勤係数は、0.1とする。

所在地補正係数は以下のとおりとする。

(1) 事務所の所在する市町村と都道府県庁の所在する市町村が同一の場合、0.8とする。

(2) (1)以外の場合、1.0とする。

なお、東京都においては23区全体を1つの市町村相当とする。

3-1 旅費・交通費の積算（積み上げ計上）

1)・2) [略]

3) 滞在  
[略]

(1) 宿泊費

宿泊費は、滞在期間中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年5月1日大蔵省令第45号)（以下、旅費支給規定とする）で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

ただし、やむを得ない事情により現に支払った額が宿泊基準を超える場合は、日程・経路等に照らして適切な宿泊施設を比較検討し、その結果から最も安価な額とすることができる。

なお、宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二 ([https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045/20250401\\_506M60000040070](https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045/20250401_506M60000040070)) の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。

(2)～(4) [略]

4～5 [略]

3-2 旅費・交通費の積算（積み上げ計上）

1)・2) [略]

3) 滞在  
[略]

(1) 宿泊費

宿泊費は、滞在期間中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年5月1日大蔵省令第45号)（以下、旅費支給規定とする）で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

[新設]

なお、宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二 ([https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045/20250401\\_506M60000040070](https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045/20250401_506M60000040070)) の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。

(2)～(4) [略]

4～5 [略]